

< R 7. 2. 4 >

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・カーシェアリング事業者募集

質疑回答について

令和 7 年 2 月

都市整備局住宅部管理課

<目次>

(1) 質疑回答

質疑番号	1	募集要項に関する事項
質疑番号	2	募集要項に関する事項
質疑番号	3	募集要項に関する事項
質疑番号	4	物件番号1－② 大国－2 駐車場に関する事項
質疑番号	5	物件番号1－③ 新浪速第2 駐車場に関する事項
質疑番号	6	物件番号1－⑤ 住道矢田－1 駐車場に関する事項

(1) 質疑回答

番号	質疑事項	回 答
1	「募集要項 4 ページ ②使用許可の期間」について 1. 中途解約は可能か。また、中途解約した場合、一括納付した使用料の取扱いはどうなるのか。 2. 物件番号 1 の最終期間満了日（令和11年10月31日）について、初回使用許可期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）から、最終期間満了日（令和11年10月31日）までの期間が中途半端（最長使用期間 4 年 6 か月）であるが、どのような意味合いとなるか。	1. 使用許可期間中での解約はできません。なお、使用許可の更新を希望しないことはできます。その場合は、本市へ使用許可期間満了日の 4 か月前までに書面にて意思表示をしてください。 また、物件番号毎での使用許可のため、個別の駐車場の解約（更新を希望しないことを含む）はできません。 なお、附帯駐車場として利用の妨げとなる事象が発生した場合や公用又は公共用の理由により、使用期間中であっても使用許可の取消又は変更（使用許可期間の短縮又は使用許可駐車場もしくは一部区画の減少）を行う場合があります。その場合に過納付金が生じた場合は精算を行います。使用料の変更額の算定方法については、募集要項 7 ページ 3-(1)-⑫に記載しているとおりです。 2. 最終期間満了日については、募集要項に記載のとおりです。
2	「募集要項 5 ページ ③使用料」について 1. 使用期間中の使用料変更は可能か。	1. 事業者からの使用料の変更に応じることはできません。
3	「募集要項10ページ 4 応募申込手続」について 1. 応募申込後、応募に参加しなかった場合のペナルティはあるか。	1. ありません。

番号	質疑事項	回 答
4	物件番号 1－② 大国－2 駐車場について 1. 駐車場機器設置時に 2 階路盤にアンカー等を打ち込むことは可能か。可能な場合、施工内容について指示があれば教えていただきたい。 2. 1 の原状復帰時はアンカーカットで問題ないか。 3. 運用予定範囲外（バリカー閉鎖）※青枠内について、バリカー設置は大阪市がするのか。	1. 躯体構造部（路面コンクリート）の「はつり」を伴う工法は不可とし、露出配線及び最小限のアンカー留めのみ可とします。施工方法については本市等と協議してください。 2. 設置されたアンカーは全て撤去のうえ、撤去後にできた穴などは全て元どおりに補修してください。 3. 本市等にて設置します。
5	物件番号 1－③ 新浪速第 2 駐車場について 1. 既存の電灯は現状問題なく使用可能か。また、管理はどちらが行うのか。 2. 運用予定範囲（青色破線部分）内で、通行の妨げにならない範囲であれば看板（両面大判）の設置が可能か。また、運用予定範囲外であるが、集合住宅敷地内である南側の北島通沿いの緑地帯等への看板設置は可能か。	1. 既存の電灯につきましては現状有姿で使用許可しますので、不具合等がある場合は安全に利用できるよう事業者の負担により整備を行ったうえで運用してください。電灯の維持管理については事業者で行っていただきますが、老朽化等による修繕等については基本的には本市が行っております。 なお、電球の交換については、自走式の屋内駐車場において使用許可を行っている駐車区画内に設置されている照明等を除き、基本的には本市が行っております。 2. 運用予定範囲内、運用予定範囲外ともに、設置を検討されている看板の大きさ・表示等含めて本市等と協議が整えば可能です。また、看板等を運用予定範囲外に設置する場合の本市所有地等の使用に伴う使用料等については事業者の負担となります。
6	物件番号 1－⑤ 住道矢田－1 駐車場について 1. 運用予定範囲内である緑地帯の植栽剪定等の管理については、事業者が負担するのか。 2. また、当該緑地帯に看板、精算機等を設置することは可能か。	1. 運用予定範囲内の植栽につきましては、事業者の負担により剪定等の維持管理を定期的に行ってください。 2. 本市等と協議が整えば可能です。 （補足） 本駐車場の運用予定範囲等について、別紙 1 のとおり補足します。